身体障がい者自動車改造費給付要件の緩和

1. 支援の内容

当事業の給付を受けて改造した自動車が，災害により損傷・使用不可能となり，新たに自らの運転に適合するよう改造する場合は，２年間経過していなくても改造費給付の対象とします。

1. 対象者（要件等）

当事業の給付を受けて改造した自動車が，災害により棄損・使用不可能となった給付対象者

1. 申請に必要なもの

〔改造前〕

見積書，運転免許証の写し，車検証の写し，印鑑，り災証明書（市で確認できる場合は不要）

〔改造後〕

領収書，振込希望先の通帳

1. 申請窓口

障がい福祉課支援給付担当　（TEL）084-928-1063（FAX）084-928-1730

松永保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-930-0410

北部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-976-8803

東部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-940-2572

神辺保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-962-5005

新市支所保健福祉担当（TEL）0847-52-5515

沼隈支所保健福祉担当（TEL）084-980-7704

【問い合わせ先】

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課 支援給付担当

（TEL）084-928-1063　（FAX）084-928-1730